計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号を次のように改める。

二　質量計	
イ　非自動はかり	
(1)　検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が一トン以下のもの	
ひょう量が三十キログラム以下のもの	千円
ひょう量が百キログラム以下のもの	千二百五十円
ひょう量が二百五十キログラム以下のもの	千六百五十円
ひょう量が五百キログラム以下のもの	二千円
ひょう量が五百キログラムを超えるもの	二千三百五十円
(2)　棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	
ひょう量が十キログラム以下のもの	百円
ひょう量が十キログラムを超えるもの	百九十円
(3)　(1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	
ひょう量が五キログラム以下のもの	百五十円
ひょう量が二十キログラム以下のもの	百八十円
ひょう量が五十キログラム以下のもの	二百四十円
ひょう量が百キログラム以下のもの	三百四十円
ひょう量が二百五十キログラム以下のもの	五百十円
ひょう量が五百キログラム以下のもの	九百円
ひょう量が一トン以下のもの	千五百円
ひょう量が二トン以下のもの	二千四百五十円
ひょう量が五トン以下のもの	六千百円
ひょう量が十トン以下のもの	七千七百円
ひょう量が二十トン以下のもの	一万千四百円
ひょう量が三十トン以下のもの	一万四千百円
ひょう量が四十トン以下のもの	一万八千九百円
ひょう量が五十トン以下のもの	二万千三百円
ひょう量が五十トンを超えるもの	三万七千九百円
(3)　最小の目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものにあっては、(1)から(3)までに掲げる金額の二倍の額とする。	
ロ　自動捕捉式はかり	
(1)　自動重量選別機	
ひょう量が六百グラム以下のもの	五万六千七百円
ひょう量が五キログラム以下のもの	六万七百円
ひょう量が二十キログラム以下のもの	六万四千百円
ひょう量が百キログラム以下のもの	八万六千二百円
ひょう量が百キログラムを超えるもの	八万七千八百円
(2)　(1)に掲げるもの以外のもの	
ひょう量が六百グラム以下のもの	四万四千円
ひょう量が五キログラム以下のもの	四万八千円
ひょう量が二十キログラム以下のもの	五万千四百円
ひょう量が百キログラム以下のもの	七万三千六百円
ひょう量が百キログラムを超えるもの	七万五千二百円
ロ　自動捕捉式はかり	百五十八万四千百円

別表第四第二号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（自動捕捉式はかりの検定に係る手数料の額に関する特例）

2　平成三十四年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている自動捕捉式はかりについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するものごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十一号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「尼崎市」の下に「、岡山市」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○総務省・財務省令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、平成三十年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎